

協議第 8 号

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて提出する。

平成 14 年 11 月 19 日提出

南部町・南部川村合併協議会  
会長 山 田 五 良

特別職の身分の取扱いについて

新町の職務執行者については、南部町長と南部川村長が別に協議して定めるものとする。

特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法の特例に定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は南部町長と南部川村長が協議して定めるものとする。

平成 年 月 日確認